

四日市市マイナンバーカードサービスセンターの設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第19号

四日市市マイナンバーカードサービスセンターの設置等に関する規則の一部を改正する規則

四日市市マイナンバーカードサービスセンターの設置等に関する規則（令和4年四日市市規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(位置)</p> <p>第3条 マイナンバーカードサービスセンターの位置は、<u>四日市市諏訪町1番5号</u>とする。</p> <p>(業務取扱時間等)</p> <p>第5条 マイナンバーカードサービスセンターの業務取扱時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、毎週<u>木曜日</u>は、窓口業務（マイナンバーカードサービスセンターの窓口において個人番号カードの申請を受け付け又は交付する等、窓口において前条第1号から第5号までに規定する取扱業務を行うことをいう。）は行わないものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(位置)</p> <p>第3条 マイナンバーカードサービスセンターの位置は、<u>四日市市安島一丁目3番18号</u>とする。</p> <p>(業務取扱時間等)</p> <p>第5条 マイナンバーカードサービスセンターの業務取扱時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、毎週<u>水曜日</u>は、窓口業務（マイナンバーカードサービスセンターの窓口において個人番号カードの申請を受け付け又は交付する等、窓口において前条第1号から第5号までに規定する取扱業務を行うことをいう。）は行わないものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年5月28日から施行する。

(市民生活部市民課)